

第 21 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年9月22日(月) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1番委員 赤松 光男
- 2番委員 前田 俊春
- 3番委員 新 多恵
- 4番委員 大西 正美
- 5番委員 山田 幸雄
- 6番委員 森川 徹夫
- 7番委員 塚本 芳文
- 8番委員 朝生 憲敏
- 9番委員 倉橋 輝明
- 10番委員 塚原 栄一
- 11番委員 檜皮 由美
- 12番委員 長谷川 秀人
- 13番委員 松本 雅邦
- 14番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(6名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良

欠席委員 農地利用最適化推進委員 森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第21回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員6名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第21回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番大西正美委員及び5番山田幸雄委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は2件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請が1件、非農地証明願が1件、農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取についてが1件となります。

議 長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：159、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町老原[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：942㎡、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲渡人は農地管理が困難なこと、譲受人は水稻面積を拡大したい思いが合致したことで申請に至っています。譲受人は太子町内で5,344㎡の農地を耕作しており、このたび取得する農地と合わせて6,286㎡の農地を耕作していく予定です。

耕作機械については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺り機を各1台所有しています。年間従事日数については、150日従事し、今後、老原地区で予定しているほ場整備計画に了承しており、引き続き周辺地域に協力して、話し合い活動、取り決めに遵守して活動していくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

松本委員 譲渡人は長年にわたり、旦那さん、譲渡人、娘さんで耕作をしていましたが、旦那さんが体調を崩されたことで、農地管理に困っていました。一方、譲受人は令和4年、6年、先月と農地を取得し、耕作面積を拡大したい思いが双方で合致したことで、3条申請に至っています。

耕作機械については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機等を所有しており、適正な農地管理をしていますので、農地が増えても問題ないと考えます。

また、老原地区で予定しているほ場整備計画に了承をしていることを確認しています。よって、3条申請の要件を満たしていると考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次に、非農地証明願について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：160、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町下阿曽 [REDACTED]、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積：294 m²、願出人： [REDACTED] となっています。

願出地の下阿曽 [REDACTED] の土地の上には、願出人の父が昭和40年頃に居宅を建築しています。20年以上前から居宅が建築されていることは昭和55年の航空写真により、確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

檜皮委員 願出人の父は大工業をしていましたが、昭和40年頃に農地法の申請を怠り、住居を建てたことを確認しています。昭和55年の航空写真でもわかるように、45年以上前から住居であります。このたび、願出人の姉が滋賀県から帰ってくるため、登記変更をしようとした際に、登記簿が畑となっていることに気が付き、申請に至っています。以上のことから、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次は農用地利用集積等促進計画作成についてです。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：161、農用地利用集積等促進計画作成についてになります。
農用地利用集積等促進計画の県知事への認可申請について、太子町長から意見聴取がありましたので、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第6の3の(2)の規定に基づき、
①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
③農地所有適格法人等
を確認の上、太子町長に意見を提出することとなっています。
賃借権の設定を受けようとする者：14名、申請総数：86筆、160,301.00㎡、
権利種別：使用貸借86筆、160,301.00㎡、利用権の設定：再設定86筆、
160,301.00㎡、設定期間：10年62筆、138,342.00㎡、6年2筆、1,787.00㎡、3年22筆、20,172.00㎡です。
以上の計画内容は、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第6の3の(2)の規定の各要件を満たしていると考えます。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

議 長 他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について、「意見なし」とし、太子町長に意見を提出することとして

よろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、提出すると決定します。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、第 21 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田 俊春

議事録署名委員

(4 番委員 大西 正美委員)

大西 正美

議事録署名委員

(5 番委員 山田 幸雄委員)

山田 幸雄